

栃木県消費者基本計画

(栃木県消費者教育推進計画)

【第3期】

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

令和8(2026)年 2月
栃木県





はじめに

私たちは今、人口減少・少子高齢化の進行やデジタル化の急速な進展、持続可能な社会の実現に向けた機運の高まりなど、大きな変化の中にあります。

複雑化・多様化する消費生活に適応し、安心して豊かで幸せに暮らすことができるようちぎをつくるためには、時代の潮流や本県を取り巻く現状・課題を的確にとらえ、将来のあるべき姿を県民の皆様と共有しながら、実現に向けた歩みを着実に進めていくことが重要です。

そこで県では、県民の皆様の消費生活の安定及び向上のため、栃木県消費生活基本条例の基本理念である「消費者の権利の尊重」及び「消費者の自立の支援」に基づき、平成27（2015）年度に「栃木県消費者基本計画（栃木県消費者教育推進計画）」を策定しました。その後、令和2（2020）年度には第2期計画に改定した上で、様々な消費者施策に取り組んで参りました。

そしてこの度、これまでの計画の考え方を継承しつつ、より一層消費者に寄り添い、あらゆる世代の消費者が安心して生活できるよう、「栃木県消費者基本計画（栃木県消費者教育推進計画）【第3期】」を策定いたしました。

本計画では、「消費者力の向上」、「消費者被害の未然防止と解決に向けた取組の強化」、「消費生活における安全・安心の確保」の3つを基本方針に掲げ、市町や関係団体、地域を支える多様な主体の方々と連携・協働・共創しながら、消費者施策を総合的かつ計画的に推進して参ります。

また、令和8（2026）年度からスタートする「新とちぎ未来創造プラン」においても「安全・安心な消費生活の確保」を「安全・安心戦略」を支える重点的取組と位置付けており、本計画に基づく効果的な施策展開を通じ、このプランがめざす本県の将来像『共に創る 人も地域も輝く“元気なとちぎ”』の実現に取り組んで参りますので、皆様の御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました栃木県消費生活安定対策審議会の委員の皆様をはじめ、関係機関や県民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和8（2026）年2月

栃木県知事 福田 富一

目次

第1 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の目的と基本理念.....	1
3 計画の位置付け.....	2
4 計画期間.....	2
第2 消費生活を取り巻く現状と課題	3
1 社会環境の変化.....	3
(1) 高齢化の進行.....	3
(2) デジタル化の進展.....	4
(3) 成年年齢の引下げと消費生活の複雑化・多様化.....	6
(4) 持続可能な社会の実現に向けた機運の高まり.....	7
(5) 自然災害の激甚化や頻発化、新たな感染症の発生・拡大等への対応.....	7
2 消費者行政の動向.....	8
(1) 国.....	8
(2) 栃木県.....	8
(3) 市町.....	9
3 本県の消費生活相談等の状況.....	10
(1) 消費生活相談件数の推移.....	10
(2) 年代別の消費生活相談状況.....	10
(3) 消費生活相談の内容.....	12
(4) 消費生活に関する県民の意識.....	13
(5) 消費生活相談員の現状.....	15
第3 消費者施策の基本方針と取組の方向	16
1 全体の構成.....	16
2 基本方針と取組の方向.....	17
3 施策の体系と取組内容.....	20
基本方針Ⅰ 消費者力の向上.....	21
取組の方向1 ライフステージに応じた消費者力の向上.....	21
取組の方向2 持続可能な社会の実現に向けた消費者行動の促進.....	22
基本方針Ⅱ 消費者被害の未然防止と解決に向けた取組の強化.....	23
取組の方向1 消費者の特性に応じた情報発信.....	23
取組の方向2 地域の多様な主体が連携した見守り体制の構築・強化.....	24
取組の方向3 消費生活相談体制の充実.....	25

基本方針Ⅲ 消費生活における安全・安心の確保	27
取組の方向1 商品・サービスの安全性の確保	27
取組の方向2 取引・表示の適正化	27
取組の方向3 緊急時における消費生活の安心の確保	27
第4 関係機関との連携	28
1 行政機関との連携	28
2 関係団体との連携	28
第5 計画の推進体制と進行管理	30
1 推進体制	30
2 評価指標	30
3 進行管理	31
参考資料	32

第1

計画策定の基本的な考え方

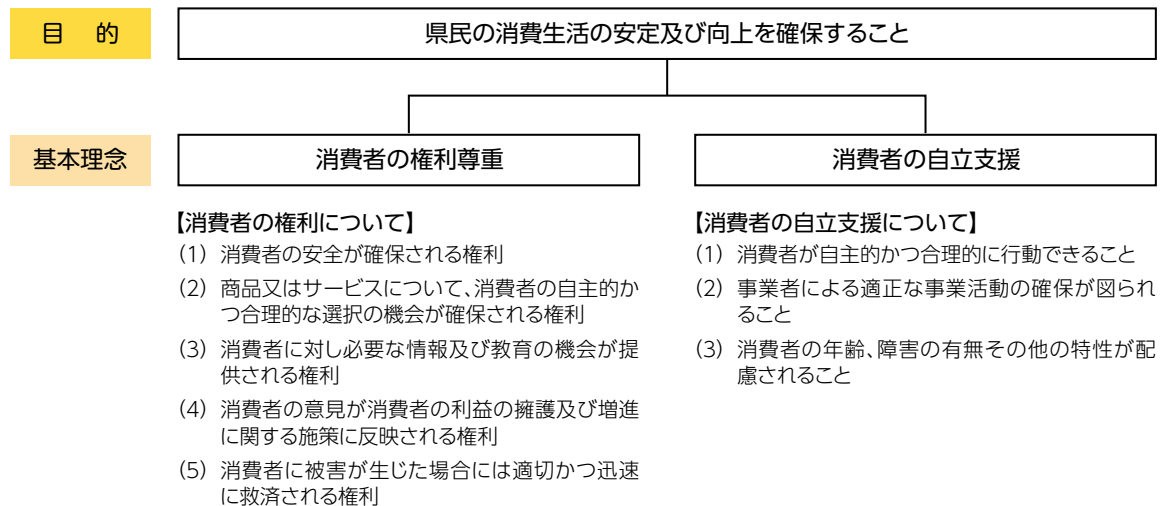
1 計画策定の趣旨

本県では、県民の消費生活の安定及び向上を実現するため、平成28（2016）年2月、栃木県消費生活条例（昭和51年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、「栃木県消費者基本計画（栃木県消費者教育推進計画）」を策定し、令和3（2021）年2月には、「栃木県消費者基本計画（栃木県消費者教育推進計画）【第2期】」に改定した上で、様々な消費者施策に取り組んできました。

今般、この第2期計画が令和7（2025）年度に終期を迎えることから、消費者を取り巻く社会環境の変化や新たな課題に対応しつつ、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「栃木県消費者基本計画（栃木県消費者教育推進計画）【第3期】」を策定しました。

2 計画の目的と基本理念

本計画は、県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とし、「消費者の権利尊重」及び「消費者の自立支援」を基本理念とします。



3 計画の位置付け

条例第5条の3に基づく消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な計画であるとともに、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号。以下「消費者教育推進法」という。）第10条第1項に基づく「栃木県消費者教育推進計画」を兼ねた計画とします。

また、消費者行政に関する基本計画として、栃木県の新たな基本指針である「新とちぎ未来創造プラン」を始め、「とちぎ教育ビジョン（2026-2030）」などの関連計画と整合を図ります。

【関係法令等】

● 条例第2条

県は、経済社会の発展に即応して、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

● 条例第5条の3

知事は、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

● 消費者基本法第4条

地方公共団体は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

● 消費者安全法第4条第1項

国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念（以下この条において「基本理念」という。）にのっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

● 消費者教育推進法第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター（消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センターをいう。第13条第2項及び第20条第1項において同じ。）、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

● 消費者教育推進法第10条第1項

都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第20条第2項第2号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、社会情勢の変化や国の動向を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行います。

第2

消費生活を取り巻く現状と課題

1 社会環境の変化

(1) 高齢化の進行

本県の人口は、平成17（2005）年をピークに減少に転じ、令和12（2030）年には180万2千人になると推計されています。

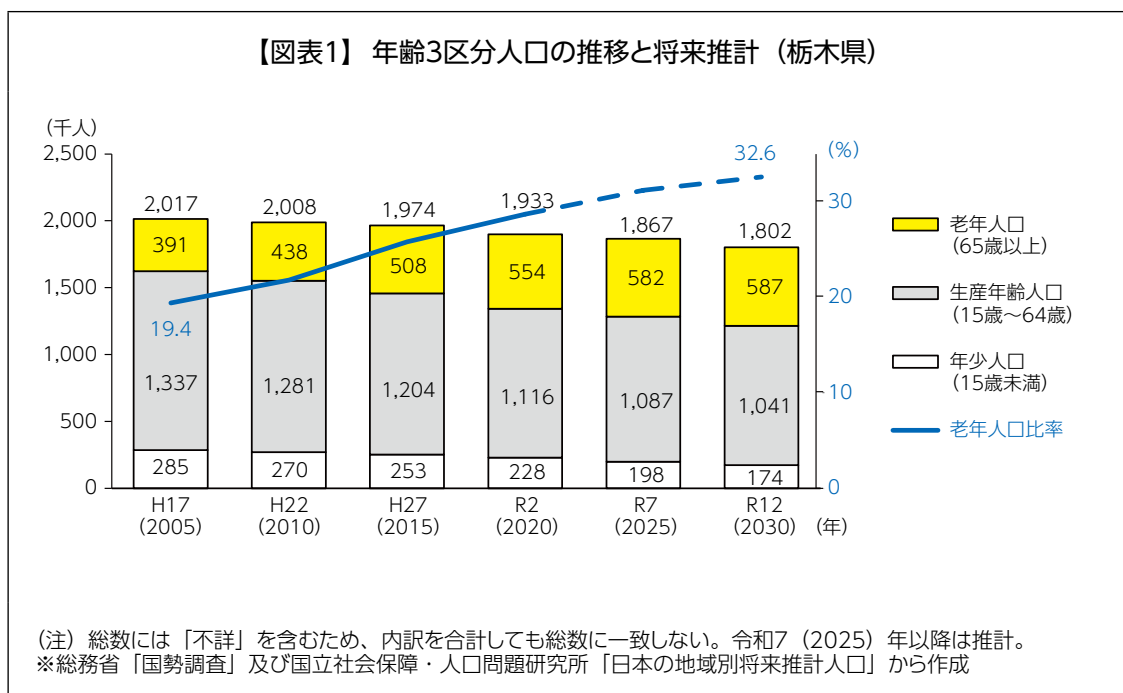
一方、65歳以上の老年人口は、平成17（2005）年には39万1千人でしたが、令和12（2030）年には58万7千人に増加し、本県人口の32.6%になると推計されています。【図表1】

さらに、少子高齢化に伴う核家族化、未婚化や離婚率の上昇、配偶者との死別等を背景に高齢者の単身世帯が増加しており、地域社会と個人の関係が希薄化する中、幅広い世代に対する孤独・孤立対策も社会的な課題となっています。

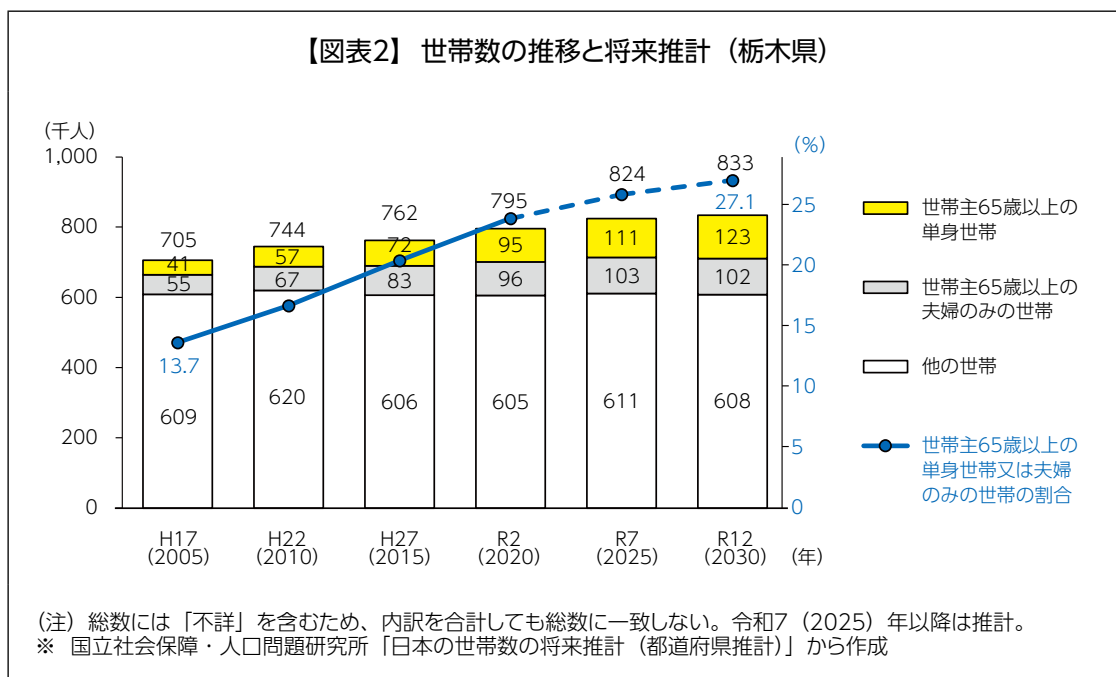
本県においても、65歳以上の単身世帯又は夫婦のみの世帯は、平成17（2005）年には約9万6千世帯でしたが、令和12（2030）年には約22万5千世帯となり、県内の全世帯の27.1%を占めると推計されています。【図表2】

高齢者は、加齢による判断力の低下や身体能力の衰えなどに加え、周囲の目が届かないことで消費者被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。こうした状況を踏まえ、今後、更なる高齢化が進行することを見据えつつ、消費者力の育成・強化や周囲の見守り体制の構築による消費者被害の防止に取り組む必要があります。

【図表1】 年齢3区分人口の推移と将来推計（栃木県）



【図表2】 世帯数の推移と将来推計（栃木県）



(2) デジタル化の進展

近年はスマートフォンやタブレット等が普及し、誰もが簡単にインターネットを利用できる環境が整っています。

インターネットの利用者は、10～60歳代では9割を超え、70歳代でも約7割となっており、高齢者を含め幅広い年齢層で普及しています。特に、60歳代以上では、10年前の平成26（2014）年と比較して大きく上昇しています。【図表3】

また、スマートフォンによる電子決済やクレジットカード、電子マネーの利用などキャッシュレス決済の拡大や、インターネットオークションやフリマアプリの浸透など、消費生活におけるデジタル化が加速しています。

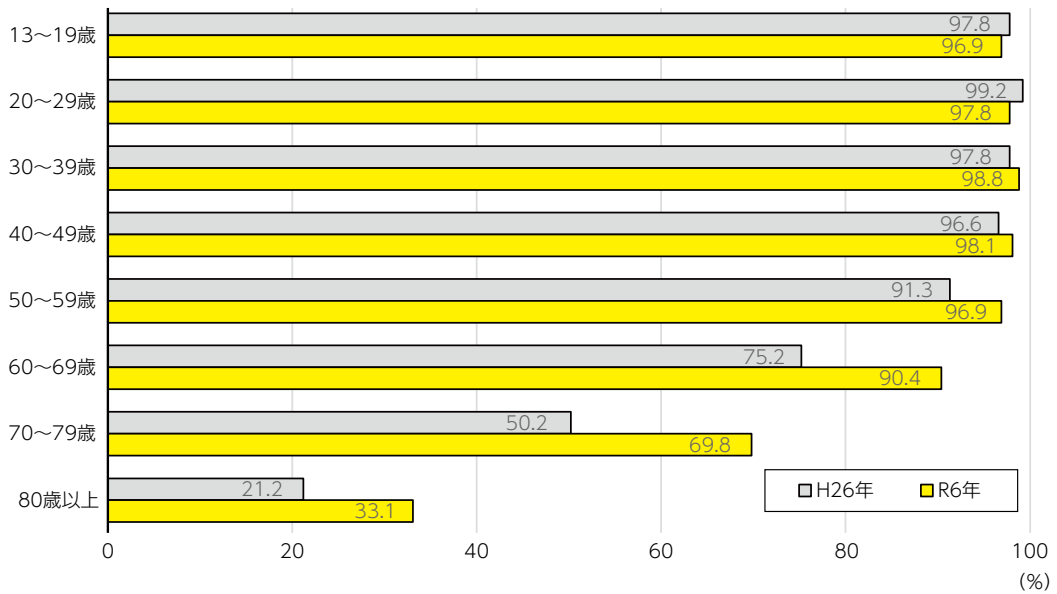
デジタル化の進展は、消費生活の利便性向上に大きく寄与する一方、幅広い世代でSNSをきっかけとした投資や副業などの詐欺的な手口による消費者トラブルや、デジタル技術を悪用したダークパターン※1等の問題が発生しています。【図表4】

そのため、デジタルに不慣れな消費者を取り残さないよう配慮しつつ、全ての世代を対象にライフステージに応じた学校や地域等における消費者教育の充実や消費者被害の防止対策を強化していく必要があります。

※1 ダークパターン

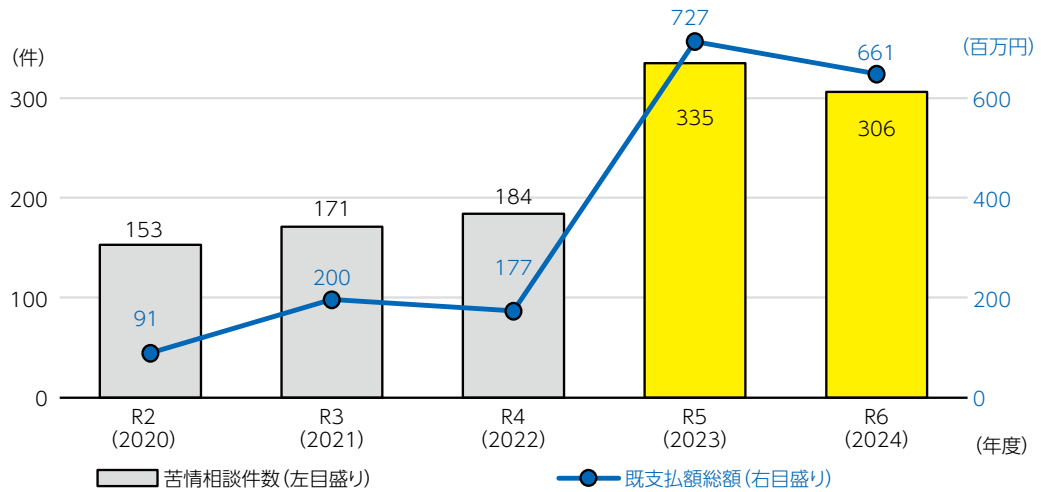
一般的に消費者が気付かない間に不利な判断・意思決定をしてしまうよう誘導する仕組みのウェブデザインなどを指します。

【図表3】 年代別インターネットの利用状況（全国）



※ 総務省「通信利用動向調査」（平成26（2014）年及び令和6（2024）年）から作成

【図表4】 SNSがきっかけの詐欺的な手口による消費者トラブルの苦情相談件数及び既支払額総額の推移（栃木県）



※ 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）から作成

(3) 成年年齢の引下げと消費生活の複雑化・多様化

令和4（2022）年4月1日の改正民法施行により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

未成年者が親権者等の同意を得ないで締結した契約は、未成年者取消権によって取り消すことができますが、成年年齢が引き下げられ、18歳・19歳は、この取消権を行使できなくなりました。

県では若年者への重点的な消費者教育や情報発信に取り組んできたところであり、現時点では県内で18歳・19歳からの消費生活相談の増加など顕著な動きは見られていません。【図表5】

しかし、社会経験が少ない若年者が消費者被害にあわないためには、今後も関係機関と連携しながら消費者教育の取組を推進する必要があります。

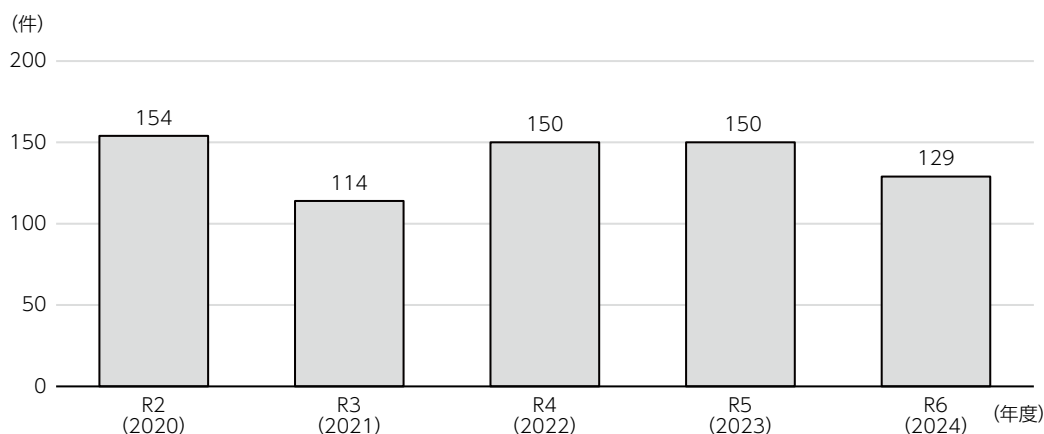
また、近年、消費生活が複雑化・多様化している状況を踏まえ、安全・安心な消費生活の確保に向けて、全ての消費者が消費に関する知識や理解力・判断力等を高めるために、消費者力の向上を図るほか、お金に関する知識や判断力を身につけるための金融リテラシーを習得するために、金融経済教育に取り組む必要があります。

〈消費者力とは〉

- 1 消費者自身が実践する力として、消費者トラブルに「気づく力（批判的思考力）」、きっぱりと「断る力」、一人で抱えず「相談する力」
- 2 周囲の人を見守りサポートする力として、家族等の異変に「気づく力」、困っている誰かに寄り添い「働きかける力」
- 3 社会的課題の解決のために様々な主体の活動に参画・協働して「社会へ働きかける力」

※ 消費者庁が「消費者力」を体系的に整理した考え方を参照

【図表5】 18・19歳が契約当事者の苦情相談件数の推移（栃木県）



※ 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）から作成

(4) 持続可能な社会の実現に向けた機運の高まり

平成27（2015）年、国連サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs）※2が採択されました。SDGsは、誰一人取り残さないより良い社会の実現に向け令和12（2030）年度までに17の目標達成を目指すもので、国でも「SDGs実施指針」を策定し、様々な施策が展開されています。

SDGsのうち消費生活と関連の深い取組の一つとして、人や社会、環境等に配慮した消費行動である「エシカル消費※3」があることから、今後は、日々の消費生活が社会全体に大きな影響を及ぼすという認識の下、エシカル消費の実践・促進に向け、更なる啓発や情報発信に取り組む必要があります。

また、近年では、消費者から従業員等に対する暴言や不当な要求等の著しい迷惑行為、いわゆる「カスタマーハラスメント※4」が社会的な問題となっています。

消費者が事業者適切に意見を伝えることは、消費者の正当な権利の行使であり、事業者が提供する商品・サービスの改善を促すことにつながることから、こうした機会を守るために意見を伝える適切な方法を習得できるよう、消費者教育や啓発・情報発信などの対策に取り組んでいく必要があります。

(5) 自然災害の激甚化や頻発化、新たな感染症の発生・拡大等への対応

近年は、全国各地で地震や台風、豪雨等の自然災害が激甚化・頻発化し、令和2（2020）年からは新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大・長期化するなど、県民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼす事象が数多く発生しています。

自然災害や感染症が発生・拡大した際は、不確かで根拠のない情報の拡散や需要の急増によって県民の消費生活との関連が高い物資（以下「生活関連物資」という。）が不足するなど、消費者の日常生活が混乱することとなり、被災者の不安の高まりに乗じた悪質商法や消費者トラブルが増加する傾向にあります。

今後は、こうした非常時にも適切に対応できるよう、平時から正確な情報に基づく冷静な消費行動の促進や必要な消費生活情報の提供、適正な取引環境の確保、事業者との協力関係の構築等に取り組む必要があります。

※2 持続可能な開発目標（SDGs）

先進国を含む令和12（2030）年までの国際社会全体の開発目標で、17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成され、Sustainable Development Goals の略です。

※3 エシカル消費

「倫理的な消費」という意味で、より良い社会に向けて、人や社会、環境に配慮して行う消費行動のことです。具体例として、フェアトレード商品や障害者支援につながる商品の選択、地産地消、被災地の特産品の購入、エコ商品など環境に配慮したグリーン購入、食品ロス削減や廃棄物削減につながる資源循環型経済の推進などがあります。

※4 カスタマーハラスメント

顧客や取引先等からのクレーム・言動のうち、要求内容の妥当性に照らして、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不当なもので、手段・態様により、労働者の就業環境が害されるものです。

2 消費者行政の動向

(1) 国

国では、令和7（2025）年3月に第5期消費者基本計画（対象期間：令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで）が閣議決定され、高齢化やデジタル化の進展等により消費者を取り巻く環境が急速に変化する中、新たな課題に対応しつつ、安全・安心で豊かな消費生活及び持続可能な社会の実現並びにウェルビーイング※5の向上を目指し、消費者政策を強力に推進しています。

今後、目指すべき社会の姿を実現し、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられ、消費者の安全・安心を確保するためには、国、地方公共団体、事業者、消費者など、多様な主体が連携して消費者政策や体制整備の拡充に取り組む必要があります。

【国が第5期消費者基本計画で提示する目指すべき社会の姿】

- ・消費者が信頼できる公正な取引環境の確保
- ・全ての世代における「消費者力」の実践
- ・持続可能で包摂的な社会の実現

(2) 栃木県

本県では、国の動きや県民の消費生活に生じている課題に対応するため、平成28（2016）年2月に栃木県消費者基本計画を策定しました。

第1期計画では、県消費生活センターを「センター・オブ・センターズ（地域における中核的相談機関）」と位置付け、消費生活相談体制の充実や消費生活相談員の資質向上を図るとともに、消費者の身近な相談窓口である市町消費生活センターへの支援等を推進してきました。

令和3（2021）年2月に策定した第2期計画では、令和4（2022）年4月の成年年齢引下げを見据え、若年者に向けた消費者教育の充実や消費者被害防止のための情報発信を重点的に強化するほか、「消費者教育の推進」「消費者被害防止のための情報発信」「消費生活相談体制の充実」「消費生活における安全・安心の確保」の4つを基本方針に掲げ、消費者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

※5 ウェルビーイング

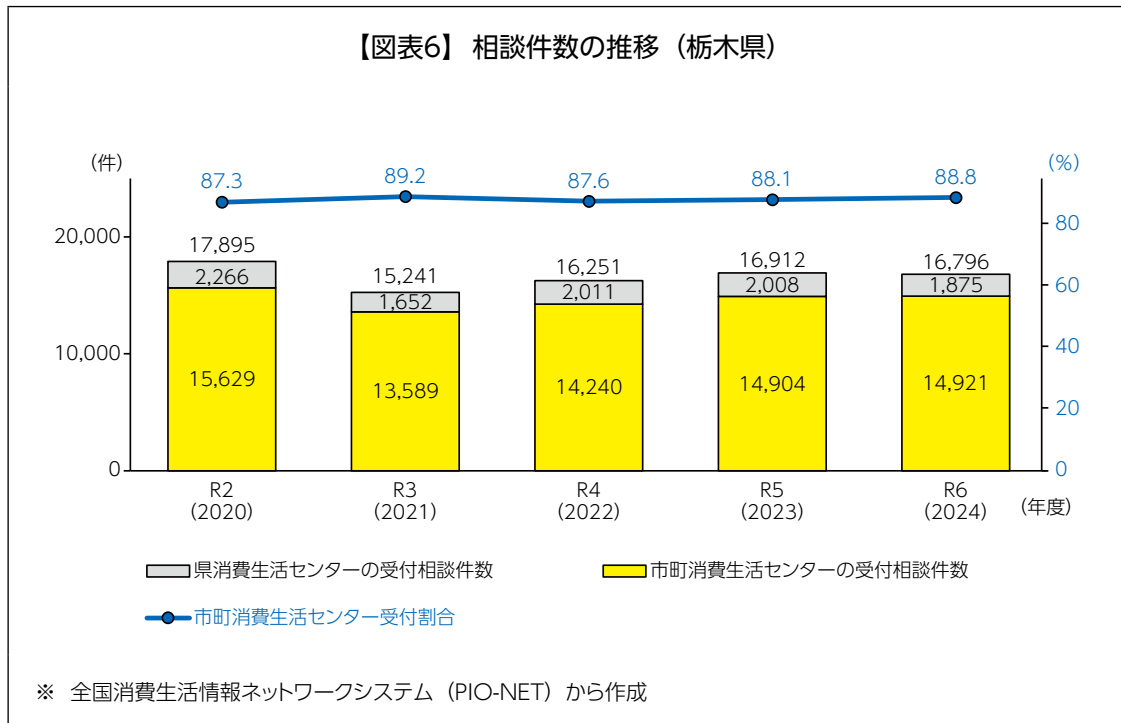
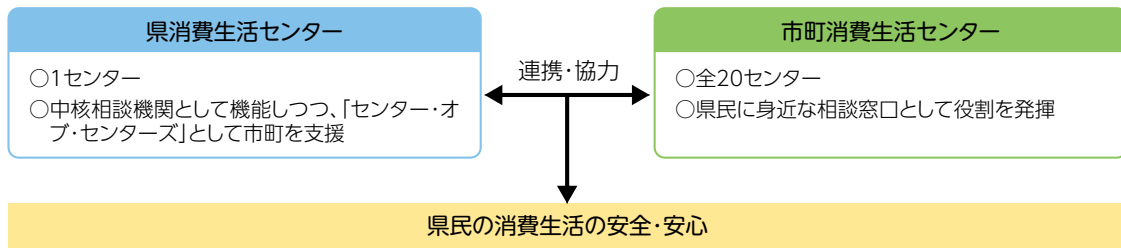
経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える考え方です。

(3) 市町

平成28（2016）年4月以降、県内市町には20箇所の消費生活センターが設置され、令和6（2024）年度は、県内の消費生活センターで受け付けた相談（苦情相談及び問合せ相談）件数に占める市町消費生活センターの相談受付割合は88.8%となるなど、消費者である県民がより身近な市町で消費生活相談ができる環境が整っています。【図表6】

一方で、社会環境が大きく変化し、消費生活相談の内容が複雑化・多様化する中、全ての消費者が、誰一人取り残されることなく安全で安心な消費生活を営むためには、県と消費者に身近な市町がより緊密に連携・協力し、県全域における消費者施策を持続的に発展・深化させていくことが重要となります。

今後、県では、総合的・広域的な対策を積極的に展開し、市町に対するきめ細かな支援を継続的に実施することにより、地域の実情に応じた消費者教育や消費者被害の防止に向けた見守り体制の構築、消費生活相談のデジタル化や消費生活相談員の確保・育成等の取組を着実に積み重ねていく必要があります。



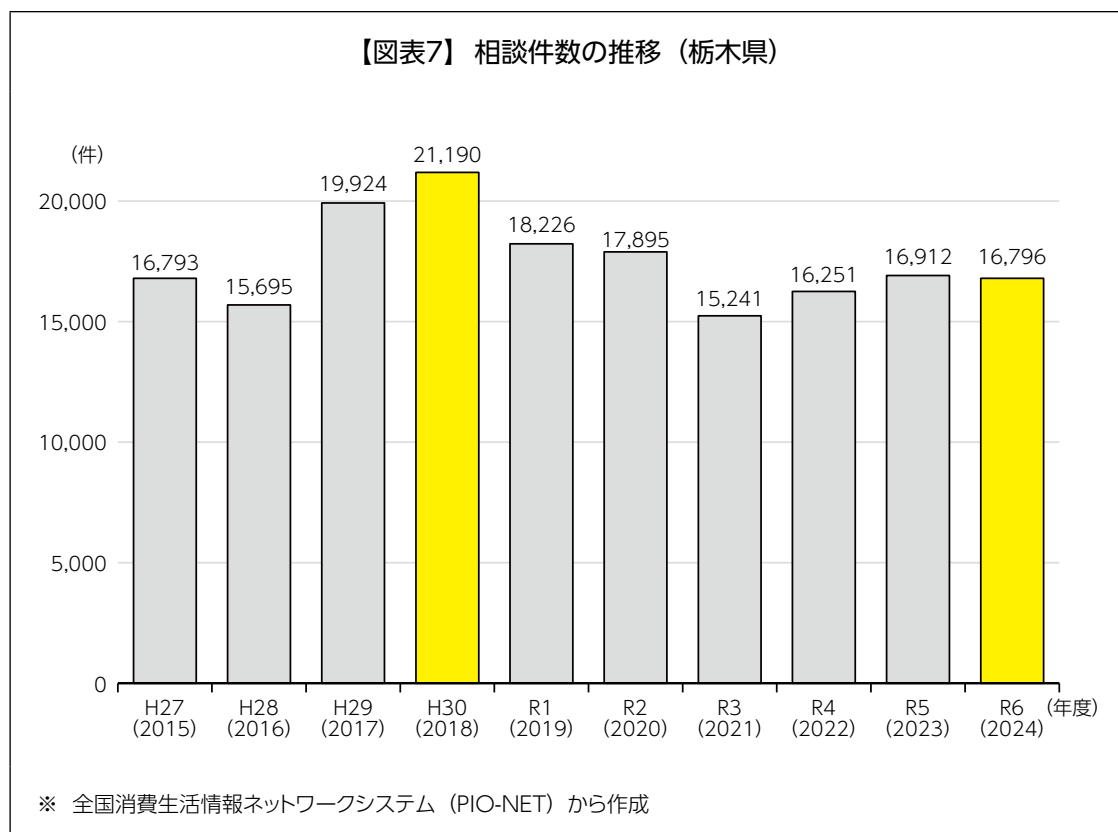
3 本県の消費生活相談等の状況

(1) 消費生活相談件数の推移

県及び市町消費生活センターで受け付けた相談件数は、平成27（2015）年度から10年間の推移をみると、架空請求に関する相談が急増した平成30（2018）年度の21,190件をピークにその後減少傾向にありました。

しかし、令和4（2022）年度以降は定期購入に関する相談等の増加によって相談件数全体は3年連続で1万6千件を超えて推移しており、令和6（2024）年度は16,796件となっています。

【図表7】

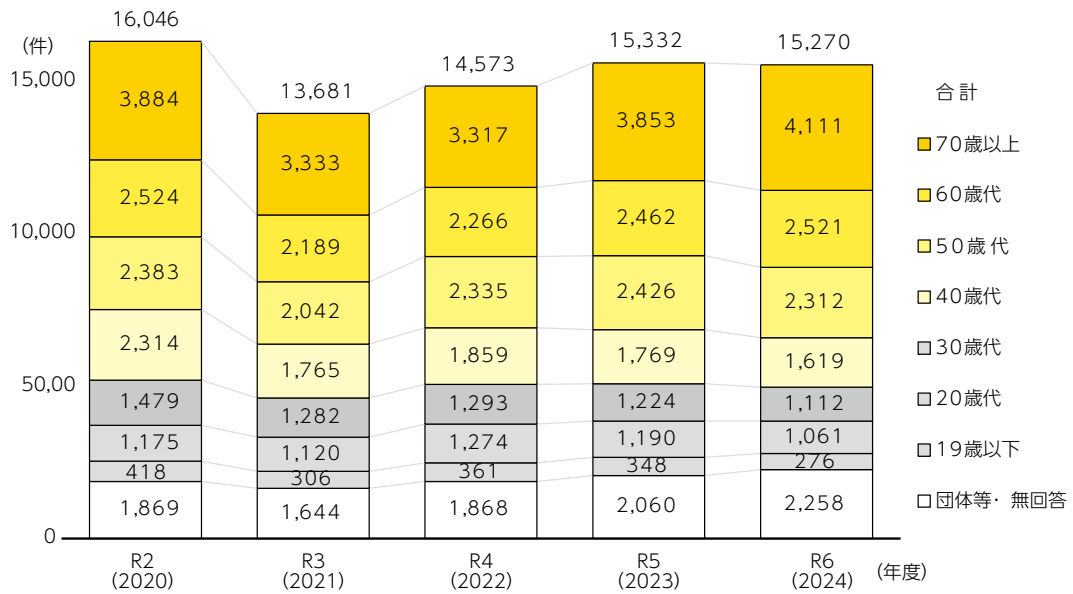


(2) 年代別の消費生活相談状況

令和6（2024）年度における県内消費生活センターで受け付けた契約当事者の年代別苦情相談件数は、70歳以上が4,111件（全体の26.9%）と最も多く、以下、60歳代2,521件（全体の16.5%）、50歳代2,312件（全体の15.1%）と続き、年代が高くなるにつれて全体の苦情相談件数に占める割合が高くなっており、60歳以上が契約当事者となっている相談が4割を超えています。

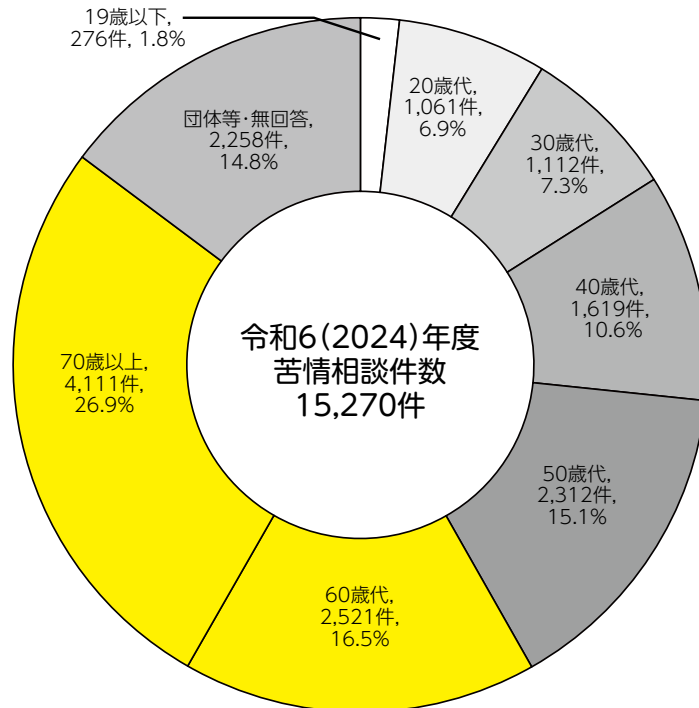
【図表8】【図表9】

【図表8】 年代別苦情相談件数の推移（栃木県）



※ 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）から作成

【図表9】 令和6（2024）年度苦情相談の年代別構成比（栃木県）



※ 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）から作成

(3) 消費生活相談の内容

令和6（2024）年度の県内消費生活センターで受け付けた商品・サービス別苦情相談件数は、上位5位が「商品一般」2,519件、「化粧品」1,056件、「役務その他」876件、「工事・建築・加工」634件、「健康食品」631件となっています。

なお、「商品一般」は、迷惑メールや不審な電話、覚えのない荷物や架空請求に関する相談など、商品の分類を特定できないものが該当し、「役務その他」は廃品回収サービス、申請代行サービス、仕事紹介登録サービスなどが含まれています。【図表10】

契約当事者の年代別にみると、20歳以上の全年代で「商品一般」に関する苦情相談が1位となっており、19歳以下の年代においては、オンラインゲームに関する相談が含まれる「他の教養・娯楽」の苦情相談が1位となっています。【図表11】

【図表10】 苦情相談上位10商品・サービス（栃木県）

(単位:件、%)

令和6(2024)年度					令和5(2023)年度			
順位	商品・サービス名	件数	構成比	前年度増減件数	順位	商品・サービス名	件数	構成比
1	商品一般	2,519	16.5	472	1	商品一般	2,047	13.4
2	化粧品	1,056	6.9	213	2	役務その他	845	5.5
3	役務その他	876	5.7	31	3	化粧品	843	5.5
4	工事・建築・加工	634	4.2	△109	4	工事・建築・加工	743	4.8
5	健康食品	631	4.1	183	5	融資サービス	592	3.9
6	融資サービス	601	3.9	9	6	レンタル・リース・貸借	517	3.4
7	レンタル・リース・貸借	544	3.6	27	7	インターネット通信サービス	486	3.2
8	インターネット通信サービス	507	3.3	21	8	自動車	467	3.0
9	自動車	326	2.1	△141	9	健康食品	448	2.9
	修理・補修	326	2.1	△40	10	他の教養・娯楽	404	2.6

※ 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）から作成

【図表11】 令和6（2024）年度契約当事者の年代別の苦情相談上位5商品・サービス（栃木県）

(単位:件、%)

年代	件数	1位		2位		3位		4位		5位	
19歳以下	276	他の教養・娯楽	71 (25.7%)	化粧品	23	娯楽等情報配信サービス	19	商品一般	18	健康食品	17
20歳代	1,061	商品一般	103 (9.7%)	内職・副業	75	融資サービス	69	理美容	61	役務その他	61
30歳代	1,112	商品一般	138 (12.4%)	レンタル・リース・貸借	88	融資サービス	74	役務その他	60	インターネット通信サービス	48
40歳代	1,619	商品一般	183 (11.3%)	化粧品	97	融資サービス	94	役務その他	84	レンタル・リース・貸借	80
50歳代	2,312	商品一般	302 (13.1%)	化粧品	288	融資サービス	116	健康食品	104	役務その他	99
60歳代	2,521	商品一般	419 (16.6%)	化粧品	319	健康食品	156	工事・建築・加工	116	役務その他	114
70歳以上	4,111	商品一般	852 (20.7%)	工事・建築・加工	258	役務その他	249	化粧品	245	健康食品	230

計13,012件（団体等・無回答2,258件を入れると全体で15,270件）

※ 1位の欄（ ）内数値は各年代の総数に占める1位項目の比率

※ 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）から作成

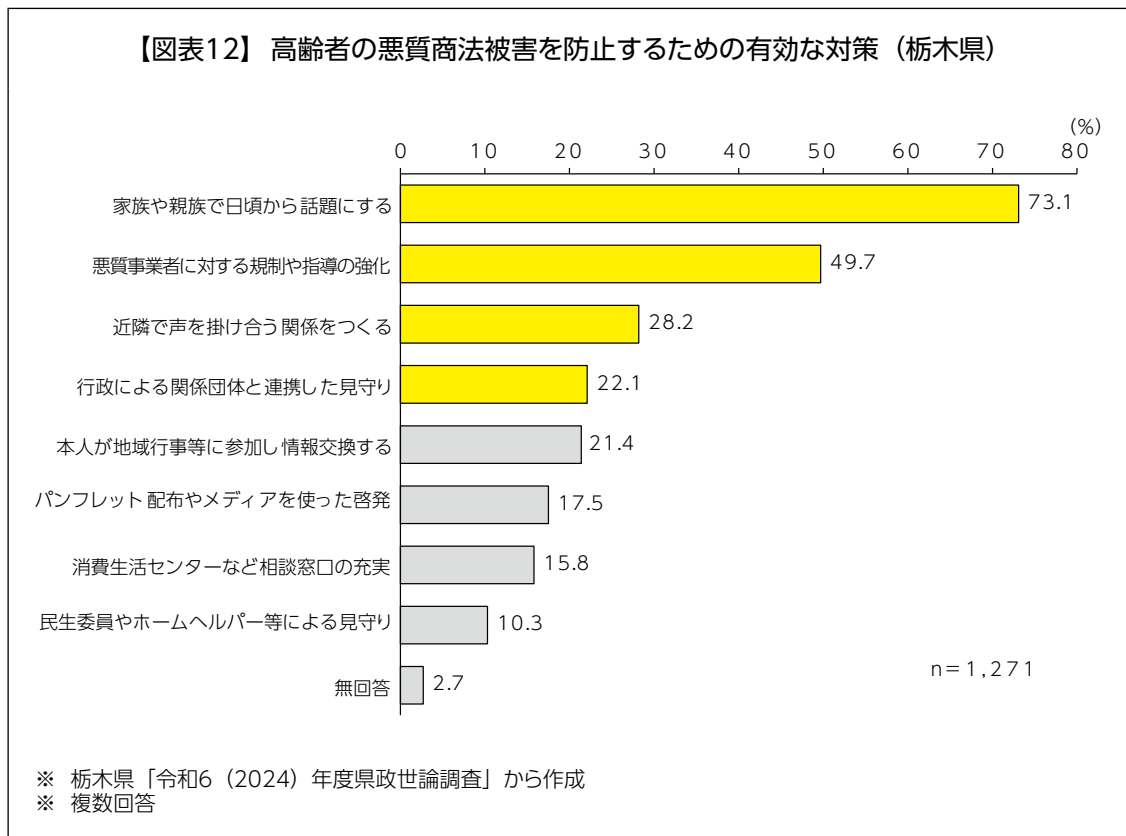
(4) 消費生活に関する県民の意識

計画の策定に当たり、県民の消費者問題に対する意識や消費者行動の実態を把握するため、アンケートを実施しました。

今後、これらの結果も踏まえ、県民のニーズや実態に即した各種施策を展開していく必要があります。

ア 高齢者の悪質商法被害防止への有効な対策（「栃木県県政世論調査※6」から）

年代別の消費生活相談状況の中で、特に割合が高い高齢者に対する悪質商法被害防止への有効な対策を調査したところ、「家族や親族で日頃から話題にする」（73.1%）が7割台前半で最も高く、次いで「悪質事業者に対する規制や指導の強化」（49.7%）、「近隣で声を掛け合う関係をつくる」（28.2%）、「行政による関係団体と連携した見守り」（22.1%）の順となっています。【図表12】

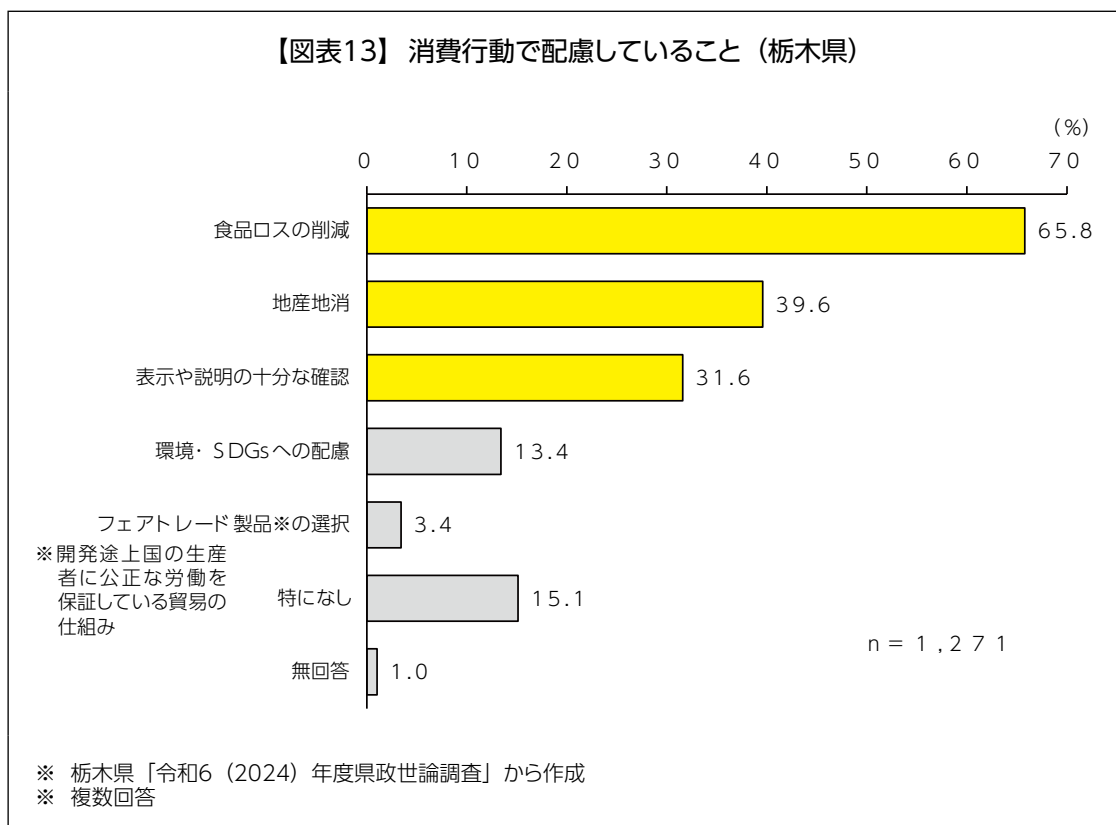


※6 栃木県県政世論調査（令和6（2024）年度実施）

県政施策の企画・立案及び県政執行上の参考とすることを目的に栃木県内在住の満18歳以上の男女2,000名を対象に実施した調査で、回収数は1,271名、回収率は63.6%でした。

イ 消費行動を行う際に配慮していること（「栃木県県政世論調査」から）

近年、人や社会・地球環境・地域等に配慮した消費行動に関心が高まっていることから、県民の方が買い物など、消費行動を行う際に配慮している点を調査したところ、「食品ロス（食べられるのに廃棄される食品）の削減」（65.8%）が6割台半ばで最も高く、次いで「地産地消（地域で生産したものを地域で消費する）」（39.6%）、「表示や説明の十分な確認」（31.6%）の順となっています。【図表13】



ウ 若年者の消費生活に対する意識（「栃木県子どもモニターアンケート 第2回※7」から）

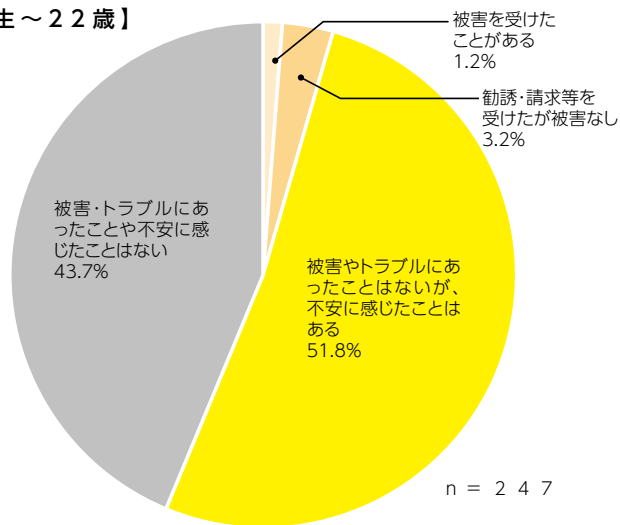
中学生から22歳までを対象に、消費行動の際に、トラブルにあったり、あうかもしれないという不安を感じた経験について調査したところ、「被害やトラブルにあったことはないが、不安を感じたことはある」（51.8%）が5割台前半で最も高くなり、「被害を受けたことがある」（1.2%）、「勧誘・請求等を受けたが被害なし」（3.2%）もあるなど、多くの若年者が消費生活で危険や不安を感じていることがわかります。【図表14】

※7 栃木県子どもモニターアンケート 第2回（令和6（2024）年8～9月実施）

子どもや若年者、保護者の意見やアイデアを継続的に集め、子どもに関する政策に取り入れるために実施したもので、小学生、中学生、高校生～22歳の若者、18歳未満のこどもの保護者1,000名を対象とし、全体の回答率は84.7%でした。

【図表14】 若年者の消費生活に対する意識（栃木県）

【中学生～22歳】



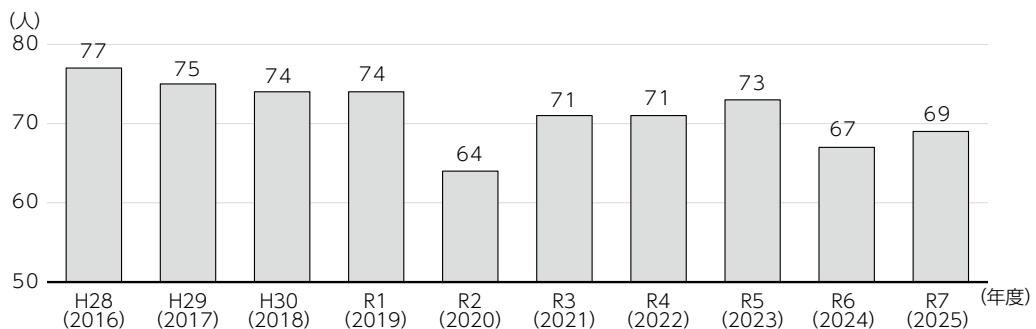
※ 「栃木県子どもモニターアンケート 第2回」 から作成

(5) 消費生活相談員の現状

全国の消費生活センターでは、相談業務や消費者教育・啓発の担い手である「消費生活相談員」の不足が懸念されており、栃木県内に21箇所ある消費生活センターでも、直近10年間の消費生活相談員数は減少傾向にあります。【図表15】

また、県内の消費生活相談員は60歳代以上の割合が5割を超えており、今後、消費生活相談員の担い手不足・高齢化が深刻化するおそれがあります。

【図表15】 消費生活相談員数の推移（栃木県）



※ 消費者庁「地方消費者行政の現況調査※8」から作成

※8 地方消費者行政の現況調査

消費者庁が地方公共団体における消費者行政の現況を把握するため、都道府県・政令指定都市等を対象として実施し、消費者行政を担当する組織、職員配置、予算、事業の動向等を毎年度調査し公表しています。

第3

消費者施策の基本方針と取組の方向

消費者を取り巻く現状や課題に適切に対応し、県民の消費生活の安定と向上を図るため、条例が掲げる「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」という基本理念に基づき、本計画では3つの基本方針を定め、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。

1 全体の構成

■ 目的

消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の消費生活の安定及び向上を確保する

■ 基本理念

「消費者の権利尊重」「消費者の自立支援」

■ 位置付け

- ・条例第5条の3に基づく「消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な計画」
- ・消費者教育推進法第10条に基づく「栃木県消費者教育推進計画」

■ 期間

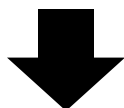
令和8(2026)年度から12(2030)年度までの5年間

■ 消費者を取り巻く現状と課題

- ・高齢化の進行や単身世帯の増加に伴う消費者被害の深刻化・潜在化
- ・詐欺的手口による副業・投資等の勧誘など、社会経験が少ない若年者を狙う悪質商法の増加
- ・デジタル化に伴い多様化する商取引やSNSの利用拡大等による新たな消費者トラブルの発生
- ・エンカルの消費の推進やカスタマーハラスメント防止など、持続可能な社会を目指す機運の高まり
- ・自然災害の激甚化や頻発化、新たな感染症の発生・拡大等、緊急事態に便乗したトラブルの発生

■ 今後の取組の重点ポイント

- ◇社会環境の変化を踏まえ着実な消費者力の向上に取り組むとともに、公正かつ持続可能な社会の実現に寄与する消費者意識の醸成を図る
- ◇情報発信や地域の見守り体制の更なる充実を図るとともに、複雑化・多様化する相談に適切に対応するため、県内における消費生活相談体制を強化することにより、消費者被害の未然防止や迅速な解決に向けた取組を推進する
- ◇激甚災害の頻発化等を受け、新たに緊急時の生活関連物資の供給確保や情報提供を取組に加え、消費生活の更なる安全・安心を確保する



基本方針Ⅰ	消費者力の向上
基本方針Ⅱ	消費者被害の未然防止と解決に向けた取組の強化
基本方針Ⅲ	消費生活における安全・安心の確保

2 基本方針と取組の方向

基本方針Ⅰ 消費者力の向上

【現状・課題】

近年、人口減少や高齢化の進行、デジタル化の急速な進展などにより、消費生活を取り巻く環境は大きく変化しており、誰もが消費者トラブルに遭遇する可能性が高まっています。

今後、消費生活の複雑化・多様化が一層進むことが見込まれる中で消費者力の向上を図るには、子どもから高齢者まで、全ての消費者が脆弱な立場に置かれる可能性があるという視点を踏まえ、年齢、障害の有無、消費生活に関する知識の量など消費者一人ひとりの特性に応じた消費者教育の充実・強化が求められます。

また、消費者教育には、個人が経済的に自立し安心かつ豊かな生活を送れるよう、金融リテラシーを高めていくための金融経済教育を盛り込むことが重要です。

さらに、消費者と事業者とのつながりやコミュニケーションを深化させ、持続可能な消費と生産の実現に向けた取組を着実に推進していく必要があります。



【取組の方向】

1 ライフステージに応じた消費者力の向上

2 持続可能な社会の実現に向けた消費者行動の促進

すべての消費者が、誰一人取り残されることなく安全で安心な消費生活を営むため、幼児期から高齢期まで、学校や地域、家庭や職域などあらゆる機会を捉えて、ライフステージに応じた体系的かつ継続的な消費者教育・金融経済教育を推進し、消費生活に関する知識を適切な行動につなげる消費者力と金融リテラシーの育成・向上を図ります。

また、消費者と事業者が共創・協働し、エシカル消費や消費者志向経営^{※9}の実践、カスタマーハラスメント防止対策を進め、誰もが公正かつ持続的な社会の形成に積極的に参画できる「消費者市民社会^{※10}」の実現に向け、意識の醸成や行動の変容を促していきます。

※9 消費者志向経営

「消費者と共創・協働」して「社会価値」を向上させる経営で、持続可能で望ましい社会の構築に向けて、自らの社会的責任を自覚して事業活動を行うことです。

※10 消費者市民社会

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼしうるものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会のことです。

基本方針Ⅱ 消費者被害の未然防止と解決に向けた取組の強化

【現状・課題】

今後、高齢化の更なる進行や単身世帯の増加が見込まれる中、加齢や認知症などにより判断力が低下した高齢者を狙った悪質商法の増加や、家族や周囲に相談できないことによる消費者被害の潜在化・深刻化が懸念されます。

また、SNS等インターネットの利用が拡大し、商品・サービス、取引、決済手段が多様化し生活の利便性が向上する一方、社会経験が少ない若年者をはじめ、幅広い世代においてSNS等を悪用した複雑かつ巧妙な手口による消費者トラブルが急増しています。

このような状況を踏まえ、県民の安全・安心な消費生活を確保するため、高齢者や障害者、外国人など配慮を要する消費者への支援体制を整備するとともに、県内全域における消費生活相談体制を充実させるなど、消費者被害の未然防止と早期解決に向けた取組を一層強化していく必要があります。



【取組の方向】

- 1 消費者の特性に応じた情報発信
- 2 地域の多様な主体が連携した見守り体制の構築・強化
- 3 消費生活相談体制の充実

消費者の特性に応じ、消費者被害の防止等に資する効果的な情報発信を行うとともに、配慮を要する消費者の安全・安心の確保に向け、地域の多様な主体が連携し、柔軟かつ重層的な見守り体制を構築し、強化できるよう取組を進めていきます。

また、消費者を取り巻く環境が大きく変化し、寄せられる相談が複雑化・多様化する中、消費者に寄り添い、最前線で消費生活の安全・安心を支える県・市町の消費生活センターの役割と重要性はこれまで以上に高まっています。

今後、県内の消費生活センターが、その価値や機能性を高めつつ持続的に発展していけるよう、消費生活相談員の確保及び専門性の向上を図るとともに、国の取組と歩調を合わせて消費生活相談DX※11を進め、消費生活相談体制の充実を図っていきます。

その上で、県消費生活センターに寄せられた相談のうち、相談窓口での解決が著しく困難な事案であって、紛争解決に関する当事者間の同意が得られる場合には、条例第13条の2の規定に基づく栃木県苦情処理審査会の開催や国民生活センター紛争解決委員会への紹介など、あっせんや調停に向けた対応を実施します。

※11 消費生活相談DX

デジタル技術により人々の生活をより良く変革することで、Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略です。消費生活相談の分野では消費者の利便性向上や相談員の負担軽減等を図ります。

基本方針Ⅲ 消費生活における安全・安心の確保

【現状・課題】

消費者が生命、身体、財産の安全を確保し、安心して消費生活を営むためには、信頼できる公正な取引環境のもとで、消費者が自主的かつ合理的に選択できる機会を確保することが重要です。

そのため、優良な事業活動を行う事業者が市場で適切に評価・選択される、健全な取引環境を整備していく必要があります。

また、緊急時には生活関連物資の価格高騰や供給不足が発生することも想定されることから、県民への迅速かつ的確な情報発信や、物価の安定等に向けた適切な措置を講じることが求められます。

【取組の方向】

- 1 商品・サービスの安全性の確保
- 2 取引・表示の適正化
- 3 緊急時における消費生活の安心の確保

消費者に対する不適正な取引行為や不当な表示等を行う事業者に対して、法令等に基づく監視・指導、立入検査、勧告、公表等を行うとともに、消費者の生命・身体及び財産に被害が発生するおそれのある消費者事故等の未然防止に向けた情報収集や注意喚起、適正な取引・表示の促進等に取り組めます。

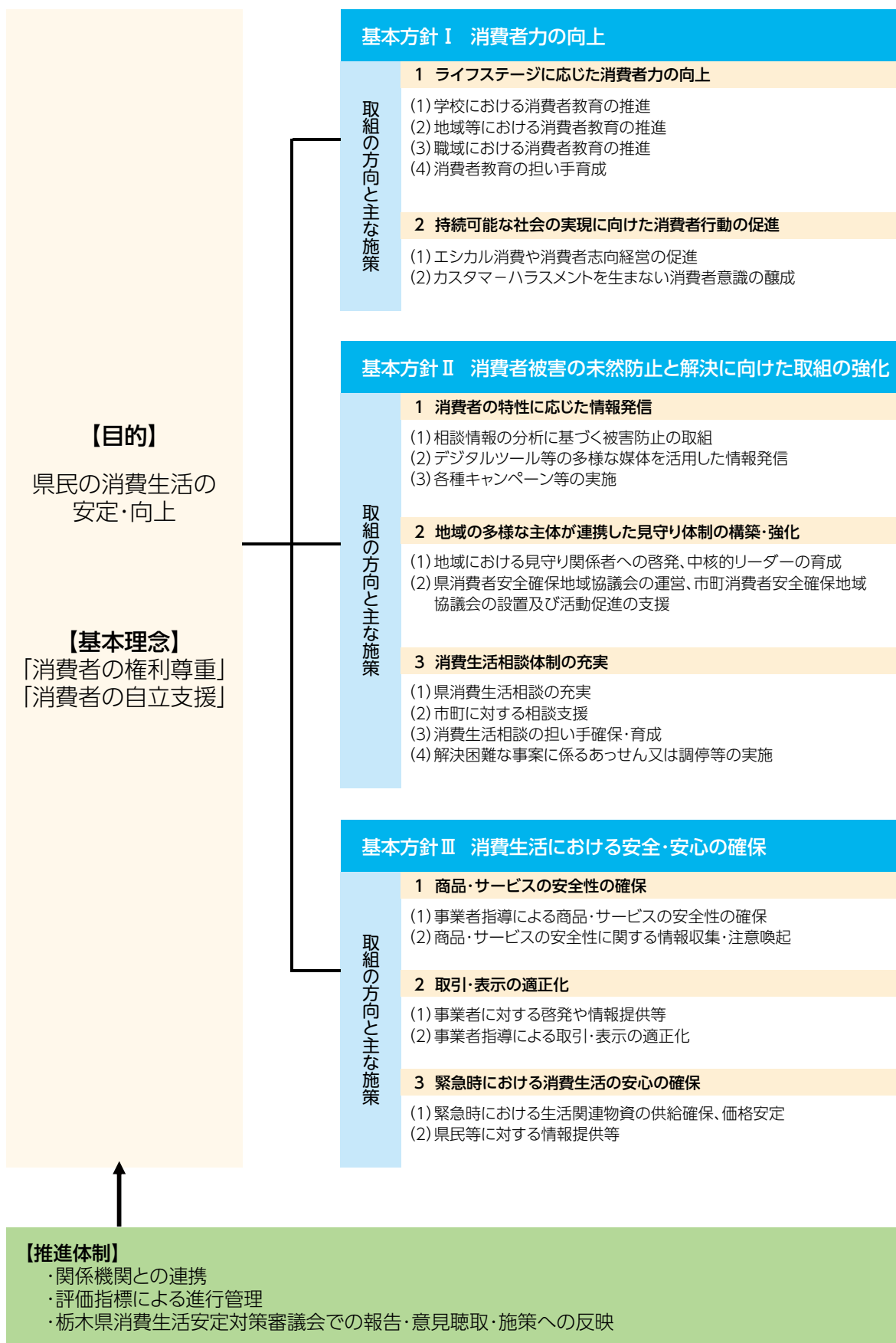
また、近年は県域を越えて広域的に活動する悪質事業者も増えていることから、国や他県、警察等の関係機関と積極的に情報交換を行い、連携して指導等を行うことにより、法執行体制の強化を図ります。

さらに、大規模災害等の緊急時には、関係団体と連携し、災害連携協定に基づく生活関連物資の供給確保等に向けた対策を講じるとともに、国が指定する物資について買占めや売り惜しみが認められる場合は、法令等に基づき価格動向調査^{※12}や事業者に対する売渡指示、命令等を行います。

※12 価格動向調査

生活関連物資が不足するおそれがある場合やその価格が著しく上昇するおそれがある場合に当該生活関連物資の需給の状況、価格の上昇の原因等について調査します。また、生活関連物資の不足により買い占めのおそれがあるときは国に対して関連法令の発動を要請します。

3 施策の体系と取組内容



基本方針Ⅰ 消費者力の向上

1 ライフステージに応じた消費者力の向上

(1) 学校における消費者教育の推進

- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における学習指導要領等に基づく消費者教育の実施
- 消費生活相談員や弁護士等専門家による出前講座等の実施
- 大学、専門学校、フリースクール等における消費者教育の機会確保
- 消費者教育の指導力向上につながる教員向けセミナーの実施
- 学習教材や啓発資料の作成・配布、必要な情報提供



消費者教育出前講座の様子（消費者団体と連携）

(2) 地域等における消費者教育の推進

- 公民館、社会福祉施設等における消費者教育の実施
- 外国人に対する消費者教育の実施

(3) 職域における消費者教育の推進

- 経済団体や事業者団体における消費者教育の実施

(4) 消費者教育の担い手育成

- 地域で消費者教育や啓発を行うことができる人材の育成につながる消費者講座等の実施
- 消費生活に関する一定の知識を習得した方の「**くらしの安心サポーター※13**」認定
- 地域や関係者をつなぐコーディネート機能の充実・強化

※13 くらしの安心サポーター

県が認定する行政と消費者のパイプ役で、自らの経験を生かし消費者啓発活動や消費生活に係る意見・要望を行政に伝える活動を通じ、消費者被害の未然防止、拡大防止に御協力をいただいています。

2 持続可能な社会の実現に向けた消費者行動の促進

(1) エシカル消費や消費者志向経営の促進

- 人・社会・地域・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の更なる普及促進
- 事業者が消費者と共に新しい価値を創り、社会価値向上を目指す消費者志向経営の促進

(2) カスタマーハラスメントを生まない消費者意識の醸成

- 消費者が事業者へ正当な意見を伝えるときの適切な方法の習得
- 県カスタマーハラスメント防止条例の基本理念に基づく消費者教育の実施
- 事業者及び労働者も消費者のひとりであることを踏まえた職域での消費者教育の実施

基本方針Ⅱ 消費者被害の未然防止と解決に向けた取組の強化

1 消費者の特性に応じた情報発信

(1) 相談情報の分析に基づく被害防止の取組

- 消費生活相談事例を蓄積する全国消費生活ネットワークシステム（PIO-NET）※14を活用した、本県における相談傾向の分析及び情報発信
- 全国における消費者トラブルに関する新たな手口等の迅速な把握及び機動的な注意喚起

(2) デジタルツール等の多様な媒体を活用した情報発信

- 県ホームページやSNSなどを活用した、幅広い世代に対する効果的な情報発信
- 各種啓発資料の作成・提供

(3) 各種キャンペーン等の実施

- 高齢者や若年者等を対象とした悪質商法被害防止キャンペーンの実施
- 多重債務相談強化キャンペーンの実施



SNSを活用した若者に向けた情報発信（左）
 高齢者や若年者等を対象とした悪質商法被害防止キャンペーンにおける啓発物（中央、右）

※14 全国消費生活ネットワークシステム（PIO-NET）

独立行政法人国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活相談情報の記録・収集を行うデータシステムです。

2 地域の多様な主体が連携した見守り体制の構築・強化

(1) 地域における見守り関係者への啓発、中核的リーダーの育成

- 消費生活に関する一定の知識を習得した「くらしの安心サポーター」向けの研修会の実施
- 高齢者や障害者などを見守る方（民生委員やケアマネージャー等）向けの講座の実施

(2) 県消費者安全確保地域協議会※15 の運営、市町消費者安全確保地域協議会の設置及び活動促進の支援

- 県消費者安全確保地域協議会の運営を通じた保健福祉部局や県警察との連携促進
- 市町における消費者安全確保地域協議会の設置支援・活動促進
- 地域で見守り活動を行う事業者団体やくらしの安心サポーターに対する情報提供

※15 消費者安全確保地域協議会

消費者安全法第11条の3の規定に基づく組織で、高齢者や障害者等の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行います。構成員間で、見守りの対象者に関する個人情報の共有が可能であることから、きめ細かで実効性のある見守り活動を行うことができます。

3 消費生活相談体制の充実

(1) 県消費生活相談の充実

- 指定消費生活相談員※16の配置
- 国民生活センターが実施する研修や専門的知識を有する講師による実践的研修を通じた知識や対応力の向上
- 弁護士を活用した法律相談
- 令和8（2026）年度の次期全国消費生活ネットワークシステム（PIO-NET）への円滑な移行
- DXによる消費生活相談体制の充実・強化

(2) 市町に対する相談支援

- 指定消費生活相談員の市町派遣
- 市町消費生活相談員の資質向上につながる各種研修の実施
- 県消費生活センターにおける実務研修の実施
- 市町消費生活相談員が随時相談できるヘルプデスクの運営
- 弁護士を活用した法律相談の機会の提供



栃木県消費生活センターにおける電話相談対応の様子

※16 指定消費生活相談員

消費者安全法第10条の4において、都道府県は、一定程度の実務経験を有する消費生活相談員の中から、市町村の消費生活相談に関する助言、協力等の援助を行う者を「指定消費生活相談員」として指定するよう努めなければならないとされています。

(3) 消費生活相談の担い手確保・育成

- 消費生活相談員人材バンク※17の運営及び人材バンク登録者に対する消費生活センターへの就職を支援するための研修の提供
- 県ホームページや各種イベント等を活用した消費生活相談員職のPRの実施

(4) 解決困難な事案に係るあっせん又は調停等の実施

- 県消費生活センターに寄せられた解決困難事例に対する栃木県苦情処理審査会の開催
- 国民生活センター紛争解決委員会への紹介

※17 消費生活相談員人材バンク

栃木県内の消費生活相談窓口の機能強化を図るため、消費生活相談員の採用を希望する消費生活センター等と消費生活相談員として就職を希望する者との仲介制度です。

基本方針Ⅲ 消費生活における安全・安心の確保

1 商品・サービスの安全性の確保

(1) 事業者指導による商品・サービスの安全性の確保

- 関係部局・市町と連携した事業者への立入検査・指導

(2) 商品・サービスの安全性に関する情報収集・注意喚起

- 消費者事故を集約する消費者庁に対する速やかな事故報告
- 消費者庁への事故報告に係る市町への周知
- 消費者事故等に係る情報収集、市町・関係部局への共有
- 県民に対する消費者事故等の注意喚起

2 取引・表示の適正化

(1) 事業者に対する啓発や情報提供等

- 県内消費生活センター、関係部局と連携した不適正取引・表示に係る情報収集
- 希望事業者に対する自社相談情報の提供及び不適正取引が疑われる場合の助言指導
- 事業者団体等に対する出前講座等を活用したコンプライアンス研修の実施
- 事業者等の店舗等への直接訪問による景品表示法の制度説明・巡回啓発の実施

(2) 事業者指導による取引・表示の適正化

- 不適正な取引行為を行う事業者に対する特定商取引法・条例に基づく指導
- 不適正な表示等を行う事業者に対する景品表示法など表示規制法令に基づく指導
- 実効性のある指導のための事業者指導員の配置
- 広域的に活動する事業者に対する国及び近隣県との情報共有・連携

3 緊急時における消費生活の安心の確保

(1) 緊急時における生活関連物資の供給確保、価格安定

- 災害連携協定に基づく生活関連物資の供給確保等
- 法令等に基づく価格動向調査等

(2) 県民等に対する情報提供等

- 災害等に乗じた行為等の注意喚起
- 緊急時の買い占め抑制の注意喚起
- 各種メディアや県の広報等を活用した情報発信

第4

関係機関との連携

1 行政機関との連携

(1) 国、他都道府県との連携

国との連携を更に深め、全国における最新の動向、取組等を把握・分析しつつ、複雑化・多様化する本県の消費者問題に的確かつ迅速に対応していきます。

さらに、県域を越える広域的な事案については、国や他の都道府県と協力し、適切な対策を講じていきます。

(2) 市町との連携

会議や研修等、様々な機会を通じて市町と積極的な連携・情報交換を行い、きめ細かで持続的な支援により県全域における消費者施策の着実な推進・拡充を進めていきます。

2 関係団体との連携

(1) 消費者団体との連携

消費者団体と連携し、学校や地域等での消費者教育の実施による消費者力の向上や、エンカル消費の普及啓発活動による消費者市民社会の促進等、県民の消費生活の安定及び向上に取り組めます。

(2) 適格消費者団体との連携

適格消費者団体^{※18}に対し、県との覚書に基づき情報提供を行うなど、当該団体との連携を図るとともに、差止請求制度が消費者に有効に活用され、消費者被害の未然防止につながるよう、当該団体や当該制度の周知・啓発を進めます。

(3) 事業者団体との連携

事業者団体と連携し、事業者による法令遵守や消費者志向経営に向けた取組を促進します。

また、事業者・事業者団体との情報交換や活動協力を行いながら、県の消費者行政を推進します。

※18 適格消費者団体

内閣総理大臣から認定を受け、消費者被害の未然防止・拡大防止を目的として事業者の不当な契約条項や不当な行為の差し止め訴訟を起こす権利を有する団体です。

(4) その他の団体との連携

県民が自立した消費生活を営む上で、金融リテラシーは必要不可欠であり、消費者教育の重要な要素であることから、栃木県金融広報委員会※19と連携し、金融経済教育を推進します。

また、専門的な法律知識を有する栃木県弁護士会等と連携し、高度な消費生活相談案件への対応力を高めていくとともに、多重債務相談強化キャンペーン期間中に共同で無料相談会を開催するなど、消費者の生活再建を支援します。

増加傾向にある本県在住外国人に対しては、公益財団法人栃木県国際交流協会※20と連携を図りながら、悪質商法等に関する注意喚起や消費生活相談体制の確保を図ります。

※19 栃木県金融広報委員会

金融経済推進機構（J-FLEC）と連携し、中立公正な立場から、金融経済教育に関する各種事業を実施しています。

※20 公益財団法人栃木県国際交流協会

多文化共生の社会づくりと県民主体による国際交流・国際協力を促進するとともに、国際感覚豊かな人材の育成を図り、もって国際性豊かで魅力のある社会づくりに寄与することを目的とする団体です。

国際交流・国際協力・国際理解に関する事業のほか、多言語による生活情報の提供や外国人向け各種相談事業などの多文化共生の社会づくりに関する事業を行っています。

第5

計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

様々な観点から消費者施策を包括的かつ効果的に展開し、消費者教育や消費者被害防止のための見守り活動、悪質事業者への指導・取締りなどの取組を着実に進められるよう、教育委員会や福祉部局をはじめとする庁内関係各課室との連携を図ります。

また、特殊詐欺被害の未然防止のための防犯活動や交通安全活動等を実施する県警察と連携し、地域における安心・安全を確保するための消費者行政を一体的に推進します。

さらに、計画において本県における消費者行政の基本方針及び取組の方向を明示することにより、県民、市町及び関係団体等と認識を共有し、適切な役割分担のもと連携・協働を推進します。

2 評価指標

計画を着実に推進するため、以下のとおり評価指標を設定します。

基本方針Ⅰ 消費者力の向上

評価指標	消費者教育（出前講座等）の受講者数
指標内容	消費者力の向上につながる消費者教育や、金融リテラシーを身につけるための金融経済教育など、ライフステージに応じた出前講座等を行い、多くの県民の参加を目指します。
現状値 R6(2024)年	16,519人
目標値 R12(2030)年	18,300人

評価指標	消費生活センターの存在や役割を知っている人の割合（認知度）
指標内容	県民が気軽に消費生活相談を利用できるよう、消費生活センターの存在と役割について、多くの県民に認知されることを目指します。
現状値 R7(2025)年	51.6% ※令和7(2025)年9月実施のとちぎネットアンケート結果から
目標値 R12(2030)年	75.0%

基本方針Ⅱ 消費者被害の未然防止と解決に向けた取組の強化

評価指標	消費者安全確保地域協議会を設置した市町数
指標内容	高齢者等の消費者被害防止に向け、地域の多様な主体（行政・福祉・医療・民間事業者等）が連携し、見守りを行う消費者安全確保地域協議会の設置・強化を支援します。
現状値 R6(2024)年	10市町
目標値 R12(2030)年	16市町

評価指標	消費生活相談員の研修参加率
指標内容	複雑化・多様化する消費生活相談に対応できるよう、消費生活センターに従事する相談員の知識及び対応力の継続的な向上が必須であるため、国や県等で実施する研修への参加率を向上させます。
現状値 R6(2024)年	98.5%
目標値 R12(2030)年	100%

基本方針Ⅲ 消費生活における安全・安心の確保

評価指標	1年以内に消費者トラブルにあった経験を持つ県民の割合
指標内容	県民に対する注意喚起や事業者への適正取引等に関する指導により、消費者トラブルの未然防止と減少を目指します。
現状値 R7(2025)年	－ % ※栃木県「県政世論調査」結果から
目標値 R12(2030)年	初回調査値より減少

3 進行管理

毎年度、計画に掲げる消費者施策の実施状況を栃木県消費生活安定対策審議会（栃木県消費者教育推進地域協議会）に報告し、意見聴取するとともに、評価指標の達成状況を県ホームページで公表します。

栃木県消費生活安定対策審議会（栃木県消費者教育推進地域協議会）で聴取した意見は、適宜、次年度以降の消費者施策に反映し、改善を図ります。



参考資料

栃木県消費生活条例	33
栃木県内の消費生活相談窓口	39
第3期計画と持続可能な開発目標（SDGs）の関係	40

栃木県消費生活条例

昭和51年栃木県条例第3号

最終改正：平成28年栃木県条例第22号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を総合的に推進し、もって県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(平25条例74・全改)

(基本理念)

第1条の2 消費者の利益の擁護及び増進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費者の安全が確保される権利
 - (2) 商品又はサービス（以下「商品等」という。）について、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
 - (3) 消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供される権利
 - (4) 消費者の意見が消費者の利益の擁護及び増進に関する施策に反映される権利
 - (5) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済される権利
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢、障害の有無その他の特性が配慮されなければならない。
- 3 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進に当たっては、高度情報通信社会の進展に的確に対応するよう配慮されなければならない。

(平25条例74・全改)

(県の責務)

第2条 県は、経済社会の発展に即応して、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、消費者及び消費者団体の消費生活に関する意見を反映させるように努めなければならない。

(平14条例68・平25条例74・一部改正)

(県と市町村との協力)

第3条 県及び市町村は、それぞれが実施する消費者の利益の擁護及び増進に関する施策について、相互に協力するものとする。

(平14条例68・全改、平25条例74・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
 - (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
 - (5) 消費者教育（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者教育をいう。以下同じ。）の推進のための自主的な活動に努めること。
 - (6) 県が実施する消費者の利益の擁護及び増進に関する施策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品等の取引に関して知り得た消費者に係る個人情報 の適正な取扱いに努めなければならない。
- 3 事業者は、常に、その供給する商品等について、品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するように努めなければならない。

(平14条例68・平25条例74・一部改正)

(事業者団体の責務)

第4条の2 事業者団体は、基本理念にのっとり、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守

すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

- 2 事業者団体は、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。
- 3 事業者団体は、県が実施する消費者の利益の擁護及び増進に関する施策に協力するように努めるものとする。

(平25条例74・追加)

(消費者の役割)

第5条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するように努めなければならない。

- 2 消費者は、消費生活に関し、知的財産権等の適正な保護に配慮するように努めなければならない。

(平25条例74・全改)

(消費者団体の役割)

第5条の2 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を確保するための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

- 2 消費者団体は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するように努めるものとする。

(平25条例74・追加)

第1章の2 基本計画

(平25条例74・追加)

第5条の3 知事は、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的方向
 - (2) 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、消費者の利益の擁護及び増進に関し必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県消費生活安定対策審議会

(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

- 4 知事は、基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平25条例74・追加)

第2章 消費者の保護及び支援に関する施策

(平14条例68・改称)

第1節 危害の防止、表示の適正化等

(平14条例68・節名追加)

(危害の防止)

第6条 知事は、消費者への危害を防止するため必要があると認めるときは、事業者の供給する商品等の製造、販売、使用等に関し、試験、検査又は調査を行うことができる。

- 2 知事は、前項の規定による試験、検査又は調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等についてその安全性を明らかにするように求めることができる。

- 3 知事は、必要があると認めるときは、第1項の規定による試験、検査又は調査の経過及び結果を県民に周知させるものとする。

(平14条例68・追加、平25条例74・一部改正)

第6条の2 知事は、事業者が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等を供給していると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、当該商品等を供給する事業者に対し、当該商品等の供給の中止その他危害を防止するための必要な措置を勧告することができる。この場合において、知事は、当該危害を防止するため必要があると認めるときは、直ちに当該商品等の品名、これを供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を県民に周知させなければならない。

- 2 知事は、前項後段の規定により周知措置をとつたときは、当該事業者が当該勧告に基づいてとつた措置及びその結果を県民に周知させなければならない。

(平14条例68・旧第6条線下・一部改正)

(重大緊急危害の情報提供)

第6条の3 知事は、事業者が消費者の生命又は

身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等を供給している場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、直ちに当該商品等の品名、これを供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を県民に周知させなければならない。
(平25条例74・追加)

(表示の適正化等)

第7条 事業者は、消費者が商品等を購入しようとする場合において容易に選択ができ、かつ、適正に使用又は利用ができるようにするため、その供給する商品等の品質、量目、価格等必要な事項を正しく表示するとともに、その包装等の適正化を図るように努めなければならない。

(自主基準の設定)

第8条 事業者は、その供給する商品等について、危害の防止、表示の適正化等を図るため必要があると認めるときは、商品等の規格、表示の基準その他必要な基準を定めるように努めなければならない。

2 事業者は、消費者に商品等を供給する場合においては、前項の規定により定められた基準に適合するように努めなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により基準を定めたときは、知事にその内容を届け出なければならない。

(県の基準の設定)

第9条 知事は、事業者が供給する商品等について、危害の防止、表示の適正化等を図るため必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、当該商品等について、規則で、商品等の規格、表示の基準その他必要な基準を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により基準を定める場合には、審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。
(平14条例68・平25条例74・一部改正)

(基準適合義務)

第10条 事業者は、消費者に商品等を供給する場合においては、前条第1項の規定により定められた基準に適合するようにしなければならない。

2 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、その改善を勧告することができる。

第2節 取引の適正化
(平14条例68・節名追加)

(不適正な取引行為の指定)

第11条 知事は、消費者の保護を図るため、事業者が消費者との間で行う商品等の取引に関して、消費者に不当に不利益を与えるおそれのある行為を、規則で、不適正な取引行為として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により不適正な取引行為を指定する場合には、審議会の意見を聴かななければならない。これを変更するときも、同様とする。
(平14条例68・全改)

(不適正な取引行為の禁止)

第11条の2 事業者は、消費者と商品等の取引を行うに当たっては、前条第1項の規定により指定された不適正な取引行為（以下「不適正な取引行為」という。）を行ってはならない。
(平14条例68・追加、平25条例74・一部改正)

(不適正な取引行為に関する調査等)

第11条の3 知事は、不適正な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該行為についてその正当性を明らかにするように求めることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、第1項の規定による調査の経過及び結果を県民に周知させるものとする。
(平25条例74・追加)

(改善勧告)

第11条の4 知事は、事業者が第11条の2の規定に違反して不適正な取引行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該行為の改善を勧告することができる。
(平14条例68・追加、
平25条例74・旧第11条の3繰下・一部改正)

第3節 消費者教育等の推進

(平14条例68・節名追加)

第12条 県は、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況に鑑み、学校、地域、家庭、

職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講じ、消費者教育を推進するものとする。

- 2 知事は、消費者が商品等の選択を誤ることがないようにするため、必要に応じて、商品等の試験、検査又は調査を行うとともに、その結果を展示その他の方法により県民に周知させるように努めなければならない。
 - 3 県は、消費者の健全かつ自主的な組織活動を促進するため、必要な施策を講ずるように努めなければならない。
- (平14条例68・全改、平25条例74・一部改正)

第4節 被害の救済

(平14条例68・節名追加)

(消費者苦情の処理)

- 第13条 知事は、消費者から、事業者と当該消費者との間の商品等の取引に関して生じた苦情（以下「消費者苦情」という。）の申出があつたときは、速やかにその内容を調査し、当該消費者苦情を適切に処理するために必要な措置をとるものとする。
- 2 知事は、前項の規定による調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出若しくは提示を求めることができる。
 - 3 知事は、消費者苦情の申出があつた場合において、消費者の利益の擁護及び増進を図るため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に関する情報を県民に周知させるものとする。
 - 4 知事は、市町村から、高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする消費者苦情の処理について協力の要請を受けたときは、当該消費者苦情の解決に必要な措置をとるものとする。
 - 5 知事は、その求めに応じ、事業者及び事業者団体における消費者苦情の処理体制の整備について必要な助言を行うものとする。

(平7条例33・平25条例74・一部改正)

(審査会のあつせん及び調停)

- 第13条の2 知事は、前条第1項の規定による申出のあつた消費者苦情で解決が著しく困難であると認めるものについては、栃木県消費者苦情処理審査会（以下この条及び次条において「審査会」という。）のあつせん又は調停に付することができる。
- 2 審査会は、あつせん又は調停のために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

- 3 知事は、第1項の規定により消費者苦情をあつせん又は調停に付したときは、その経過及び結果を県民に周知させるものとする。
- (平7条例33・追加、平25条例74・一部改正)

(消費者訴訟費用の貸付け)

第14条 知事は、消費者苦情に関し消費者が当該事業者を相手に訴訟を行う場合において、当該訴訟が次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすときは、当該消費者に対し、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付けを行うことができる。

- (1) 第13条の規定による知事の措置によつては解決されなかつたものであること。
 - (2) 一件当たりの被害額が規則で定める額以下のものであること。
 - (3) 同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれがあるものであること。
 - (4) 審査会が適当であると認めたものであること。
 - (5) 県内に住所を有している者が提起する訴訟であつて、これらの者が多数共同して提起するものであること。
- 2 前項に定めるもののほか、訴訟の費用に充てる資金の貸付けの限度額、貸付けの条件その他貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

(平7条例33・一部改正)

(貸付金の返還及び返還の免除)

第15条 前条の規定により訴訟の費用に充てる資金の貸付けを受けた者は、当該貸付けに係る訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該資金を返還しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、訴訟の費用に充てる資金の貸付けを受けた者が死亡し、又は災害を受ける等の場合でやむを得ない事情があると認めるときは、当該資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第3章 生活関連物資等に関する施策

(価格の調査)

第16条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、県民の消費生活との関連性が高い商品等について、その需給及び価格の動向を明らかにする必要があると認めるときは、その状況を調査し、常にその実態を明らかにするように努めるものとする。

(供給の協力要請)

第17条 知事は、県民の消費生活との関連性が高い商品（本条及び次条において「生活関連物資」という。）の円滑な供給を確保するた

め必要があると認めるときは、当該生活関連物資を供給する事業者に対し、その供給、供給のあつせんその他必要な措置をとるよう協力を求めるものとする。

(物資の指定)

第18条 知事は、生活関連物資が著しく不足し、若しくは不足するおそれがある場合、又はその価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがある場合においては、規則で、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定することができる。

2 知事は、前項に定める事態が消滅したと認めるときは、この指定を解除するものとする。

(特別調査)

第19条 知事は、前条第1項の規定により指定した物資（次条において「指定物資」という。）については価格上昇の原因、需給の状況その他必要な事項について、速やかに調査しなければならない。

(措置勧告)

第20条 知事は、前条の規定による調査の結果、指定物資の流通の円滑化又は価格の安定が著しく妨げられている原因が事業者にあると認めるときは、当該事業者に対し、当該指定物資の流通の円滑化又は価格の安定を図るため必要な措置を勧告することができる。

(価格等の情報提供)

第21条 知事は、第16条及び第19条の規定に基づいて行つた調査の結果を、必要に応じて、展示その他の方法により県民に周知させるものとする。

第3章の2 環境への配慮

(平14条例68・追加)

第21条の2 県は、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費生活が環境に及ぼす影響に配慮するものとする。

2 事業者は、消費者に対し商品等を供給するに当たっては、環境への負荷の低減に配慮するように努めなければならない。

3 消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びにサービスの選択及び利用に当たっては、環境に及ぼす影響に配慮するように努めなければならない。

(平14条例68・追加、平25条例74・一部改正)

第3章の3 消費生活センターの組織及び運営等

(平28条例22・追加)

(消費生活センターの名称及び住所等の公表)

第21条の3 知事は、その設置する消費生活センター（消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センターをいう。以下同じ。）について、当該消費生活センターの名称及び住所その他規則で定める事項を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(平28条例22・追加)

(職員)

第21条の4 知事は、その設置する消費生活センターに、当該消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(平28条例22・追加)

(消費生活相談員の適切な処遇等)

第21条の5 知事は、消費生活センターに置く消費生活相談員の適切な処遇、人材の確保その他の措置を講ずるものとする。

(平28条例22・追加)

(職員に対する研修の機会の確保等)

第21条の6 知事は、消費生活センターに置く消費者安全法第8条第1項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、研修の機会の確保その他その資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(平28条例22・追加)

(情報の安全管理)

第21条の7 知事は、消費者安全法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(平28条例22・追加)

第4章 雑則

(知事への申出)

第21条の8 この条例の規定により知事がとるべき措置がとられていないため消費者の権利が害され、又は害されるおそれがあると認める者は、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるよう求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。
- 3 知事は、前項の規定に基づく措置をとつた場合において、消費者の利益の擁護及び増進を図るため必要があると認めるときは、第1項の規定による申出の内容並びにその処理の経過及び結果を県民に周知させるものとする。
- (平25条例74・追加、平28条例22・旧第21条の3繰下)

(立入調査等)

- 第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該事業者の事務所その他事業を行う場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により職員が調査又は質問する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (平25条例74・一部改正)

(公表)

- 第23条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者の氏名及びその内容を公表することができる。
- (1) 第6条の2第1項前段、第10条第2項、第11条の4又は第20条の規定による勧告に従わなかつたとき。
- (2) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- (平14条例68・平25条例74・一部改正)

(国の行政機関等との協力)

- 第24条 知事は、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進のため必要があると認めるときは、国の行政機関若しくは他の地方公共団体の長に対し、情報の提供、調査の依頼

その他の協力を求め、又はこれらの者から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

(平14条例68・平25条例74・一部改正)

(国の行政機関に対する措置要請)

- 第24条の2 知事は、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進のため必要があると認めるときは、国の行政機関に対し、意見を述べ、又は必要な措置をとるよう要請するものとする。
- (平25条例74・追加)

(規則への委任)

- 第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(栃木県附属機関に関する条例の一部改正)

- 2 栃木県附属機関に関する条例(昭和27年栃木県条例第52号)の一部を次のように改正する。
- [次のよう] 略

附 則 (平成7年条例第33号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 栃木県附属機関に関する条例(昭和27年栃木県条例第52号)の一部を次のように改正する。
- [次のよう] 略

附 則 (平成14年条例第68号)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第11条の次に2条及び節名を加える改正規定(第11条の2及び第11条の3を加える部分に限る。)及び第23条第1号の改正規定(「第10条第2項」の下に「、第11条の3」を加える部分に限る。)は、同年4月1日から施行する。
- 2 栃木県附属機関に関する条例(昭和27年栃木県条例第52号)の一部を次のように改正する。
- [次のよう] 略

附 則 (平成25年条例第74号)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第22号)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。

栃木県内の消費生活相談窓口

令和8（2026）年2月1日現在（21センター）

御相談はお近くの消費生活センターが便利です。

名 称	連絡先	住 所	相談受付時間等
宇都宮市消費生活センター	T E L 028-616-1547 F A X 028-616-1548	〒320-0026 宇都宮市馬場通り4-1-1 (うつのみや表参道スクエア5階)	電話相談 9:00~17:30 来所相談 10:00~17:30 (土・日・祝日は16:30まで)
足利市消費生活センター	T E L 0284-73-1211 F A X 0284-73-2600	〒326-0821 足利市南町4254-1 (ニューミヤコホテル1階)	月~金曜日 9:00~16:00
栃木市消費生活センター	T E L 0282-23-8899 F A X 0282-23-8820	〒328-8686 栃木市万町9-25	月~木曜日 9:00~12:00、13:00~15:00
佐野市消費生活センター	T E L 0283-20-3015 F A X 0283-20-3046	〒327-8501 佐野市高砂町1	月~金曜日 9:00~16:00
鹿沼市消費生活センター	T E L 0289-63-3313 F A X 0289-63-3314	〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1 (市役所新館2階)	月~水、金曜日 9:00~16:00
日光市消費生活センター	T E L 0288-22-4743 F A X 0288-22-4750	〒321-1261 日光市今市412-1 (日光ランドマーク3階)	月~土曜日 10:00~16:00
小山市消費生活センター	T E L 0285-22-3711 F A X 0285-22-3849	〒323-0023 小山市中央町2-2-21 (小山市総合福祉センター1階)	月・火・木・金曜日 9:00~15:00
真岡市消費生活センター	T E L 0285-84-7830 F A X 0285-83-8452	〒321-4395 真岡市荒町5191 (市役所2階)	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
大田原市消費生活センター (大田原市、那珂川町)	T E L 0287-23-6236 F A X 0287-24-0688	〒324-0041 大田原市本町1-3-1 (A別館2階)	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
矢板市消費生活センター (矢板市、塩谷町)	T E L 0287-43-3621 F A X 0287-43-7501	〒329-2192 矢板市本町5-4	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
那須塩原市消費生活センター	T E L 0287-63-7900 F A X 0287-74-3020	〒325-0042 那須塩原市桜町1-5 (いきいきふれあいセンター内)	月~金曜日 9:00~16:00
さくら市消費生活センター	T E L 028-681-2575 F A X 028-681-2667	〒329-1392 さくら市氏家2771	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
那須烏山市消費生活センター	T E L 0287-83-1014 F A X 0287-83-1142	〒321-0692 那須烏山市中央1-1-1	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:30
下野市消費生活センター	T E L 0285-44-4883 F A X 0285-32-8609	〒329-0492 下野市笹原26番地	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~17:00
上三川町消費生活センター	T E L 0285-56-9153 F A X 0285-56-6868	〒329-0696 上三川町しらさぎ1-1	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
芳賀地区消費生活センター (益子町、茂木町、市貝町、芳賀町)	T E L 0285-81-3881 F A X 0285-81-3025	〒321-4293 益子町大字益子2030	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
壬生町消費生活センター	T E L 0282-82-1106 F A X 0282-28-6780	〒321-0292 壬生町大字壬生甲3841番地1	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
野木町消費生活センター	T E L 0280-23-1333 F A X 0280-57-4191	〒329-0195 野木町大字丸林571	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
高根沢町消費生活センター	T E L 028-675-3000 F A X 028-675-8114	〒329-1292 高根沢町大字石末2053	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
那須町消費生活センター	T E L 0287-72-6937 F A X 0287-72-6938	〒329-3292 那須町大字寺子丙3-13	月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
栃木県消費生活センター	T E L 028-625-2227 F A X 028-623-2182	〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 (県庁本館7階)	月~金曜日 9:00~16:00

祝日・年末年始等は相談を受け付けていない場合があります。また、受付時間等を変更することがあります。詳しくは各消費生活センターにお問い合わせ下さい。



第3期計画と持続可能な開発目標(SDGs)の関係

平成27(2015)年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標です。

第3期計画は、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に資するものです。

第3期計画における施策体系

基本方針Ⅰ 消費者力の向上

【取組の方向】

- 1 ライフステージに応じた消費者力の向上
- 2 持続可能な社会の実現に向けた消費者行動の促進

【関連するSDGs】



基本方針Ⅱ 消費者被害の未然防止と解決に向けた取組の強化

【取組の方向】

- 1 消費者の特性に応じた情報発信
- 2 地域の多様な主体が連携した見守り体制の構築・強化
- 3 消費生活相談体制の充実

【関連するSDGs】



基本方針Ⅲ 消費生活における安全・安心の確保

【取組の方向】

- 1 商品・サービスの安全性の確保
- 2 取引・表示の適正化
- 3 緊急時における消費生活の安心の確保

【関連するSDGs】



栃木県消費者基本計画(栃木県消費者教育推進計画)【第3期】

発行 令和8(2026)年2月

編集 栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課消費者行政推進室

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号

TEL.028-623-2134 FAX.028-623-2182

ホームページ <https://www.pref.tochigi.lg.jp/c03/life/shouhi/seikatsu/suishinshitsu.html>



栃木県

